

下関市入札監視委員会規則第5条第9項に基づき、次のとおり公表します。

下関市入札監視委員会（第40回）審議概要

開催日時	令和元年11月26日（火）13:30		
場所	本庁舎新館5階大会議室		
委員	今村 俊一（弁護士） 香月 豊文（一級建築士） 藤本 博美（ファイナンシャルプランナー） 村上 俊秀（高等学校教諭） 足立 俊輔（大学准教授）		
審査対象期間	平成31年4月1日 ～ 令和元年9月30日		
審査対象総件数	195件	(抽出工事名称)	
及び 審査 対象 案件 抽出 数	一般競争入札	178件	平成31年度竹崎町自歩道4号線ほか2線 (日本セレモニーウォーク<下関駅前人工 地盤>) 補修工事 (その2)
			みもすそ川処理分区下水道管渠布設工事 (第1工区)
	随意契約	17件	高機能消防指令センター施設改修工事
議事事項及び委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり		
指名停止措置の運用状況報告	9件12者		
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし		

議事項目、意見・質問	審議結果、回答
抽出事案の審議について	
<p>指名競争入札は市長部局も上下水道局も0件となっているが偶然か。何か理由があるのか。</p> <p>随意契約に関してだが、修繕や部品の取り換え等が高額となっている。</p> <p>一般の消費生活の中でも、例えば、プリンターの購入について、安いものを購入し、その後のインク代が高くつくこともある。</p> <p>市の契約において、落札業者が随意契約により部品の取り換え等を行うこととなるが、入札時に入札価格だけでなく、その後の部品の取り換え等を考慮した総額を予算として決定するしくみはあるのか。</p> <p>特殊なものが多いということか。</p> <p>最初に設備を入れるときに、そのメーカーが修繕等する場合にいくらかかるかといったことも加味して契約しないのか。</p> <p>工事の入札の時点において、後のメンテナンスのことを加味して総合的に考えることは難しいと思う。入札時は工事の価格のみで決定し、メンテナン</p>	<p>本年度から、原則として、設計金額が130万円超えのものは一般競争入札で実施している。</p> <p>そのため、本年度から市長部局も上下水道局も指名競争入札はしないということになっている。</p> <p>随意契約できる項目が地方自治法施行令の167条の2で定められており、例えば、金額で言うと工事の請負については、130万円以下は随意契約ができるということになっている。資料には、予定価格が250万円以下のものは含まれておらず、資料に記載されている随意契約は、その条件には当てはまっていない。</p> <p>それ以外に、緊急の場合やその業者しか随意契約の相手先がないという場合に限りて随意契約を結んでおり、金額が安いということだけで随意契約を行うわけではない。</p> <p>今回は金額ではなく、その業者としか契約できないということで随意契約を行っている。</p> <p>そうである。</p> <p>工事は請負契約であり、成果物を作るというもので、維持管理については委託ということになる。</p> <p>そうである。</p>

<p>スについては、特定のものには随意契約で契約せざるを得ない場合も多いが、それはやむを得ないということか。</p>	
<p>平成31年度竹崎町自歩道4号線ほか2線（日本セレモニーウォークく下関駅前人工地盤）補修工事（その2）について</p>	
<p>過去の委員会において、同じ金額で入札があったものについて状況等を確認した記憶があるが、調査基準価格を下回るケースはよくあるのか。</p> <p>調査基準価格を下回り、内容審査を行った結果、ダンピングではなく適正と判断したということであるが、上下水道局はマイナス2パーセントという失格基準価格を定めていたかと思うが、市長部局においては、そういう考えはないのか。</p> <p>内容と最低制限価格の両方で判断したということか。</p> <p>A者は他者と比べて技術評価点が高いが、どの部分で高いのか。</p> <p>低入札価格調査を行ったということだが、どういう部分できちんと仕事ができるということを判断したのか。</p>	<p>総合評価方式において、このケース以外にも今年度に数件あり、業者に聞き取りを行い、契約締結した。</p> <p>市長部局においても2パーセントという失格基準を採用している。</p> <p>具体的には、調査基準価格が1億1,364万5千円で、それに98パーセントをかけた1億1,137万2千円が失格基準になり、この金額を下回ると失格になるが、今回は2者とも上回っていたので調査を行った。</p> <p>そうである。</p> <p>履行確実点を設けており、調査基準価格よりも高い金額で入札した場合に5点加算している。この加算分でA者の評価点が最も高くなっている。</p> <p>実際の技術点については、それから5点引いた105点となっている。</p> <p>低入札における判断基準としては、設計数量が規格を満たしていること、各工種金額の工事価格の当該費目より規定の数パーセント以上のものを工事金額に積み上げていること、直接工事費が工事価格の当該費目の80パーセント以上であることなどという基準を設けており、基準を満たした金額で積算していただいているかを</p>

	確認した上で、工事をしっかりやっていただけると判断した。
みもすそ川処理分区下水道管渠布設工事（第1工区）について	
3者が辞退しているが、理由は分かるか。	業者に直接聞いたわけではないが、翌週に5千万円以上の総合評価方式案件9件を含む14件の工事案件があったため、より高い金額の工事案件にシフトしたのではないかと考えている。
3者が辞退し、1者のみの入札になっているが、1者のみだと競争が働かないのではないかと。再入札はしないのか。	一般競争入札については電子入札を行っており、他者が入札しているかどうかを知ることはできないため、競争は働いていると判断している。
高機能消防指令センター施設改修工事について	
見積合わせというのはどのように行うのか。	業者に「こういう工事をするが、いくらで行うことが可能か」という見積合わせ執行通知書を送付し、業者から見積り金額を記入した書面を提出いただく。そして契約課の方で見積合わせを執行するが、その際は、市で設定した予定価格と、業者の見積り金額を比較し、予定価格以下であれば契約が成立するという流れになっている。
予定価格を積算する時の資料は何か。市独自に試算できるのか。	専門的な機械になると、事前にメーカーに見積り依頼をして、その見積り金額をベースに設計をしている。
それ以外で参考にする資料はないのか。	扱っている製品について複数のメーカーがあれば、複数者に見積り依頼をして、一番安い見積りをベースに設計金額を設定する場合もある。 今回は消防関係の特殊なものなので、見積り金額をベースに設計したた

	め、見積り金額に近い設計金額となった。
審 議	
意見等無し	